

# ⑤ 誰一人取り残さない 「こどもまんなか社会」実現のために

子どもにとって幸せな社会をつくるためには、子どもを社会の構成員として認め、当事者である子どもの意見を聞くことが大切です。そのため、今ある「子どもの意見を尊重する」「子どもの声を大切にする」といった動きは、従来のおとな主導の社会から脱却するためのスタートラインとなります。

## 子どもの意見を尊重するためにできること

### 子どもが安心して声をあげられる環境をつくる

- ・いくらおとなが子どもの声を聞こうとしても、信頼していないおとなには本音は話さない。日ごろから子どもとの信頼関係を築くこと

### 日常的に自分の考えを認識し、その考えや意見を言うことを認める

- ・子ども自身が、「自分の意見を言っているんだ」と思えるように、「意見を言っている」ということをおとなが伝え、おとなは子どもの意見を受け止めること

### 子どもに意見を言わせることを強要しない

- ・意見を言うかどうかを決める権利は子どもにある。子ども自身が話したくないと思ったときは、話す必要はない。
- ・「話したくない」というのも子どもの意見の1つだとおとなは認識すること

### 子どもの意見を否定したり、ないがしろにしたりしない

- ・もしも子どもの話に興味を失ったときは、「そう考えているんだ」と一度受け止めたうえで、おとなの考えを押し付けるのではなく「こういう考え方もある」と案として提示すること

子どもは、成長・発達途中であるため、社会制度上「保護の対象」として、配慮やサポートが必要であることは言うまでもありません。その一方で、子どもであっても意思と人格を備えた「権利の主体」であることを忘れてはいけません。

意思と人格を備えた「権利の主体」として子どもが行う意見の表明等は、保護者や先生、また、子どもと関わる周囲のおとなたちが、しっかりと受け止める必要があります。特に子ども自身を取り巻く環境づくりや子どもの将来に関わる選択等を行う際は、当事者である子どもの意思をしっかりと確認することが、子どもの人権を保障する上で不可欠であり、もっとも大切なことです。

2023(令和5)年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国としてこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」にそってこども施策が推進されています。



こども家庭庁  
こども大綱(本文)  
<https://x.gd/kVZ1e>